

スポーツ少年団の登録に関する運用要領

第1条 この要領は、スポーツ少年団登録規程施行細則第2条第3項に関する事項について、長野県スポーツ少年団の運用方針を定める。

第2条 単位スポーツ少年団の団員数が、やむを得ない理由により第2条第3項に定める人数に満たない場合は、単位スポーツ少年団の登録を認めるものとする。

第3条 更新登録単位スポーツ少年団の指導者数又はスポーツ少年団の理念を学んだ指導者数が、やむを得ない理由により第2条第3項に定める人数に満たない場合、1名のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者がいる場合に限り、単位スポーツ少年団の登録を認めるものとする。この場合、単位スポーツ少年団の代表者は、次年度までに少なくとも1名のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者を確保する責任を負うものとする。なお、原則として本措置は、当該単位スポーツ少年団に対して1年度限りの措置とする。

附則1 本要領は令和7年4月1日から施行する。